

相模原市監査委員行政委員会事務局監査課障害者活躍推進計画（第2期）（案）

機 関 名	相模原市監査委員行政委員会事務局監査課
任 命 権 者	相模原市代表監査委員
計 画 期 間	令和7年4月1日から令和12年3月31日（5年間）
相模原市監査委員行政委員会事務局監査課における障害者雇用に関する課題	<p>相模原市監査委員行政委員会事務局監査課は、職員総数が17人程度の小規模な機関であり、これまで障害の有無に限らず独自に職員の募集や採用を行っていない。</p> <p>人事異動などにより、障害のある職員や会計年度任用短期時間勤務職員が在籍することもあるが、これまで個別に対応し、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。</p>
目 標	
① 採用に関する目標	当課では、職員の採用を行っていないが、障害者雇用の推進に関する所属職員の理解を促進することを目標とする。
② 定着に関する目標	<p>なし</p> <p>※人事異動などにより障害のある職員が在籍する際は、人事を所管する部署との調整を図り、障害のある職員が、当課で活躍できる環境を速やかに整え、不本意な離職を生じさせないよう取り組む。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として、相模原市監査委員行政委員会事務局監査課長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害のある職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。</p> <p>○必要に応じて市長事務部局で選任する障害者職業生活相談員と連携を図るなど人的サポート体制の充実を図る。なお、当課において、障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には適正に選任する。</p>

	<p>○所属職員に対し、障害及び障害者への理解促進・啓発のための研修の受講を推進し、障害のある職員と共に働くことへの理解を深める。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>(障害のある職員が在籍している場合)</p> <p>○障害により従来の業務遂行が困難となった障害のある職員から相談があった場合は、人事を所管する部署に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している職員評価面談の際、障害のある職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害のある職員からの要望を踏まえつつも、過度な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
4. その他	<p>○「相模原市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針」に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p> <p>○障害のある職員が活躍しやすい職場環境を実現するとともに、事務執行体制の効率化を図るため、令和元年12月に設置された「事務サポートセンター」を積極的に活用することで障害のある職員の活躍の場の拡大を推進する。</p>